

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題プライス報告書関係 (米国下院軍事委員会調査
団訪沖関係) (昭和33年) 第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43872

(2)

プ
ラ
イ
ス
報
告
書

昭和三十一年六月

沖繩土地問題に関する「フライス」報告書

A 3.0.0.7-1
外務省アジア局オ一課

本稿は去る六月十三日發表された米國下院軍事委員會特別分科委員會の沖繩土地問題に関する報告をとりあえず全訳したものである。

なお、土地に関する専門用語の訳語等についてはやや疑向の處も存するので大方の御叱正を乞ふ次第である。

アジア局 オ一課

一九五五年十一月十四日より同年十一月二十三日に至る視察旅行に基く
下院軍事委員会分科委員会報告

序言

下院軍事委員会

本報告は世界各地における軍事基地及び機関の視察
に關連し分科委員会より軍事委員会に提出されたもの
である。

下院軍事委員会

下院軍事委員会委員長殿

一九五五年十月十四日より同年十一月二十三日まで海外軍事基地及び機関の視察旅行を行った特別分科委員会の報告を軍事委員会の審議のため茲許提出する。

メルヴィン・プライス
分科委員会議長

特別分科委員会報告

下院軍事委員会委員長は、一九五五年七月二十六日世界各地における合衆国の軍用施設及び機関を現地視察せしめるためメルヴィン・プライス議員を団長とする特別分科委員会を任命した。同分科委員会の主たる使命は沖縄における土地状況を調査するにあり、ウィンソン委員長は軍事委員会事務の次の委員を特別分科委員会委員として任命した。

O. C. フィシャー W. スターリング・コール
ゲョージ・ミラー ウォルター・ノーヴグロド

ジエームス・T. パターソン
ウイリアム・H. ヴェーツ

また次の各員が左に示した資格で分科委員に随行した。

軍事委員会顧問 フィリップ・W. ケレヘル
顧問補佐 ロイド・K. クリン

陸軍省法制連絡局

随行将校

デヨン・W・ゴーン大佐

米国陸軍

随行将校補佐

ウイリアム・F・ダニエルス曹長

特別任務のため分科委員会付となった他の将校は次のとおりであった。

合衆国海軍

ジョン・F・デミグイドソン海軍大佐

〃

ウイリアム・H・マクマホン海軍少佐

一行は一九五五年十月十四日朝ワシントンを出発し同年十一月二十三日ワシントンに帰還した。

旅行の間分科委員会に提出された口頭及び文書による資料の多くは必然的に高度の機密性を持つていたので、本報告中で論議することができない。この機密文書資料は、軍事委員会の機密ファイルのうちに綴止められ、軍事委員会委員の閲覧に供せられる。

沖 縄

沖縄において土地占拠と土地接收に關して米國が直面している異常に複雑で、また多様な諸問題を明確に理解するためには、一九四五年に沖縄を日本軍から奪取した時からの米國占拠の沿革についてどちらかと云えば充分な理解を持つことが必要である。また沖縄を最大の脅とする琉球諸島の最近の政治情勢について若干の知識を有することも同様に必要である。

琉球諸島は、日本の南西、台湾及びフィリピン群島の北東、小笠原群島の西方にある。同列島の延長は約七七五マイルであり、一四〇個の島嶼からなっている。主島である沖縄はサン・フランシスコから約六、〇〇〇マイル、東京からは八五〇マイルの距離にある。沖縄には中国側に面する那覇港と、太平洋岸にあるホワイト・ビーチとの二つの主要港がある。同島の長さは六七マイルであり、その幅は三マイルないし二〇マイルである。島の三分の二は標高一五〇〇フィート以上の丘陵のある高低に富む地形である。南部沖縄は高低に乏しく浅い峡谷と谷のある起伏した丘陵がある。琉球諸島の人口は約八〇万人で、その

うち約六万五千名が沖縄と同島周辺の小島嶼に居住している。

アメリカ人は最初一八五三年にマージョウ・ペルリ提督の指揮の下に沖縄の那覇港に到着した。同提督は那覇を米國海軍石炭補給所用として土地を實際に買入れた。しかしその後提督が日本を所屬することに成功したため米國琉球諸島を看過するに至った。沖縄は一八七九年に日本の県となった。

合衆國の軍政府及び民政府

沖縄は、連合國最高司令官が行政のため日本本土の南方境界線が琉球及び奄美諸島の北を通過する北緯三〇度（後に二九度）に決められた一九四六年三月までは日本の県として残った。

米國海軍は、日本降伏後の初期の頃は琉球諸島における軍政府としての責任を負った。同軍政府の責任は一九四六年七月一日陸軍に移管された。琉球軍政府は一九五〇年十月にその一切の活動機能がマックアーサー元帥を長官とし、琉球軍司令官を副長官及び民政官として構成された琉球諸島米國民政府に移管されるまで存続した。

琉球諸島を統治する米國の権利は、初期においては陸戦法規に基礎を置いた。対日平和条約が批准された一九五二年四月二十八日以後の同地域における米國の権限は同条約第三條によつて設定された。同條は次のように規定している。

日本國は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、壠嶼岩の南の南方諸島（小笠原群島、面之島及び火山列島を含む。）ならびに沖の島島及び南島島を合衆國を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする。國際連合に対する合衆國のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆國は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する。

一九五三年十二月二十五日に奄美大島として知られている琉球諸島の北端の「第一時」が日本に返還された当時、ダレス國務長官は本向題に關連する部分において以下を含む政策表を行つた。

米國は、極東において脅威及び緊張の状態が存続する間は、現在の権力及び権利を爾余の琉球諸島において引続き行使することが、平和及び安全の方向に、アジア及び世界の自

由國家陣の協同的努力を成功せしめるため肝要であると確信する。従つて米國は将来相当期間これらの島の管理者としてとどまる意向を有するものである。

行政

琉球諸島の行政責任は、大統領決定によつて国防長官に委ねられている。同長官は更に執行者としての権限を陸軍省に委任している。琉球諸島施政を指導する政策及び手続は大統領が一九五四年八月二日に承認した琉球諸島米國民政府に対する指令に規定されている。

琉球諸島米國民政府は琉球諸島における米國の行政機關である。同民政府は民政長官の下に構成され八つの部と二つの地域チームからなつてゐる。今民政府の各部は琉球政府の部に相応じ、また琉球政府の政策遂行にあたりそれらを援助する。琉球現地政府に対してはその能力に依りて最大限の自治が附与されており、かつ時日か経過するともに漸次より大きな権限が授与されてつある。

琉球政府は一九五二年四月一日に正式に組織され、行政、立法及び司法の機能を有する。

同政府は、一九五一年四月一日は地域的な四群島政府が合併した結果成立した臨時中央政府から發展したものであつた。琉球政府の行政部門を統轄する琉球政府行政主席は、米國民政府長官によつて任命された。しかし同政府の立法院は琉球人民の一般投票によつて選出された。独立の司法部員は琉球政府行政主席より任命される。

陸海空三軍の土地需要

一九四五年、米軍はその軍事施設用に約四万五千エーカーの土地を琉球人から収買したが、約五千エーカーが琉球人に返還されたので現在の土地収用は約四万エーカーである。これ等の土地は当初戦争行為として収用されたので、地主に対しては補償が行われなかつたし、又考慮されたこともなかつた。

一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十八日（対日平和条約発効日）までの向米國軍は沖縄の地主に対して地代を支払つた。これは一九五〇年七月一日から同地域において「即金払方式」(Pay cash go basis)を実施するという米國の決定に従つて行われたものである。この期間における地代支払は、土地所有者台帳の再編成が困難な事業であ

あるために一九五三年の末期まで結了しなかった。対日平和条約で、日本は米國に対するその國民の戦争請求権をすべて放棄した。従つて沖繩人は一九五二年四月二十八日以前に、つてはその土地使用に對して合衆國に補償を要求する法律的根拠を有しない。

一九五六會計年度の沖繩に對する支出権限要求は四三、九八三千ドルであつたが、このうち三〇、五〇〇千ドルが五万二千エーカーの土地の取得のために割当てられることになつてゐる。五万二千エーカーのうち五、六三七エーカーが軍用に當てられる。その時表明された三軍の土地要求、各場合における費用、及び兵力の内訳は左記の通りである。

(価格は一九五四年七月一日現在)

軍	土地要求(注)	費用(注)	兵力
陸軍	一〇、一三八エーカー	七、五四七千ドル	一四六〇〇人
海軍(海兵隊を含む)	二、八三七	六、八〇〇	二九、二五九
空軍	一九、六六二	一〇、三一四	一〇、八八七

(注) 一九五五年六月現在

総額三〇、五〇〇、〇〇〇ドルのうち五七〇万ドルは移住定着費用である。この五七〇万ドルは次のように使用される。即ち二七〇万ドルは土地を失つた沖繩人を約三百マイル離れた島嶼に移住させ、其処に彼等のために部落を建設するために使用され、更に三〇〇万ドルが海兵隊用に取得を予定されてゐる。一万二千エーカーの土地に現在居住してゐる約一千二百家族を移住させるために使用される。

水一次案では海兵隊は現在軍用として占有されてゐる四万エーカーの土地のうち七千エーカーを利用し、また一万二千エーカーを追加要求し、総計一万九千エーカーとする計画であつた。更に海兵隊は演習用として沖繩の北部において広大な土地を利用しようとしてゐる。この土地はその大部分が旧日本の公有地であるので、土地使用料の支払を必要とせず、またそれを使用することによつて、実際に土地を失う人もでてこないであらう。しかし本報告のうちで後述するやうな他の経済的影響がある。

地代の年額は収用土地価値の六パーセントの率と決められた。またこの評価は一九五二年四月二十八日現在で陸軍工兵隊の評価額が決定したものであつた。しかし地主は米國根拠の支払率が不当であると主張して、右の条件で土地賃貸契約を結ぶことは不承知であつ

た。一九五三年十二月五日付で發布された民政府布告沖六六号に基づいて土地は現在黙示的の賃借契約によって使用されている。この地代は個々の地主名義で琉球政府に供託されている。地主は地代引上げ許願権をもちながら供託額の七五パーセントを受取る事ができる。右許願を裁定するために米國土地収用委員会が設置された。全委員会はこの地域の司令官である琉球諸島副長官によって任命されたもので二名の將校と軍属一名で構成されている。地主は全部許願をすることにした。許願公聴会は委員会によって行われたが下院議案五七〇〇号審議の中に本委員会により行われた証言の日付現在では何らの判定が下されなかった。陸軍の提案では同一の年終が長期地上権の取得の場合にも採られることとされている。

伝統的農業経済

沖縄は伝統的に土地を最も重要な所有物とする農業経済が主体と目されている。五人家族僅か八エーカーの土地があれば生活ができて、沖縄の面積は二十九万エーカーでその中僅か八万エーカーのみが耕作地である。一平方哩の人口密度は印度の三百八十一名、フィリッピンの百七十八名、中国の百二十三名、ブラジルの十六名に対して沖縄では一千三百七十名である。更に沖縄の旧来の農業経済に対する土地の異常な重要性を指摘する為には米國において約一億六千五百万人が殆んど三百万平方哩の土地を占めていること、即ち一平方哩当り五十四人である事を想起しさえすればよい。然つて若し琉球の人口状態が米國に存在するとすれば、米國の人口は現在の一億六千五百万人に代つて二十七億五千万人とするであろう。

目下、軍によつて使用されている四万エーカー内の約一万六千エーカーの耕作地は沖縄における全耕作地の二十％に当る。米國による占拠のため約五万の家族、即ち約二十五万人を転地させた。海兵隊によつて要求されることになっている一万二千エーカーの中約三千エーカーも可耕地である。土地を失つた地主は八エーカーにつき（一九五二年の土地

価格に基く)年平均二十トドル足らずの地代を付けている。この額は明らかに移住し得るだけの資金を地主に与えるものではない。又地主はこの額を以前には最低だから自分及びその家族の主計を維持して行く手段と見ていた土地の利用を失つたことに対する相当な補償とも見ていない。

土地を失つた地主の向類が経済上、政治上、現在以上に深刻化し且いのは、この適切な要因のためである。

第一に、地主達は主として一九四五年の戦争によつて土地を失つた。彼等の多くは軍事施設の建設の間に急に発展した建設産業において工場を見付けたり、或いは米軍の雇傭員と成つた。第二に地主の約三分の一は土地の全面的な使用が必要となる迄は、彼等の土地(暗黙の借権に基き米國が保持している)を引続き耕作することを許可されて来たこととある。もし現行の地代の毎年払方式が引続き行われるならば最後の空け渡しの時におけるこれらの地主及び今後海兵隊の要求に応じて移動させられる地主達が直面する経済上の苦境は、最も深刻な競争上の向類と見て好であらう。

琉球列島の農業経済は日本の管轄下にある時、通常、毎年完全な損を生じ外部から色々

の形での助成金を必要としたと云う事実をこゝに附言することはふざらく適当であらう。第二次大戦における日本の土地占拠は、当然沖縄人の経験した経済上の困難の一因であつた。

今日、人口は急速に増加してゐるが、米軍は、日本が占拠したよりもずっと巨大な地域を占拠していることは、この増加人口と相まって本質的に同島における基礎経済問題であるところのものを甚だ悪化させている。米國が現在の農業経済からの土地を取り上げたことは、過剰人口の絶えざる圧迫と結びついて琉球の農業経済の伝統的不足を強め、琉球人を他型の取業へ転換を早めること、成つた。

陸軍の計画

この向類の公正な解決には二つの措置が考えられると云うのが陸軍の立場である。

第一は米國は米軍が必要とする土地に長期利権を獲得しようとするところである。土地所有権放棄に反対する琉球の強い伝統に鑑み、この計画は米國によつて必要とされる限り土地の完全使用を許する長期間の地上権を取得することであり、このため長期の地上権取

得時現在の土地価額を地主に一括払いしようとするものである。第二に南琉球諸島及び沖繩に於いて社会施設（道路、学校、病院、水道設備、動力）を提供する最少限の公共事業計画に資金を出そうとすることである。こうすることにより彼等が米軍の土地要求に応じて既に或は今後移動せられる家族の再定住の爲に新しい土地が手に入り得ること、或は陸軍側の説によると、斯様な二重の目的を持つ計画によつて、長期地上権が取得された時に地主は自分の土地に対する米側による完全自土地の評価額を受ける。地主はこの資金を利用して他に再定住してこの土地から生計費を獲得するか、或は後に詳述する他の方法によつて資金を活用することができらるであろう。こうすれば米國にとつて毎年地代を継続して支払うより、明らかに経済的であろう。

沖繩の計画

他方、沖繩人が要求している補償方式および方法は彼等が計算基準と称しているものに基づいている。この立場は一括払い、及び長期地上権、或は他の長期的利権に反対するものである。沖繩人は、その代り、土地が米國によつて必要とされている限りの間、地代の

毎年払の継続、しかも現行見積り地代のほゞ七倍の大きさの年極め地代を提案している。彼等の要求は、地代として土地が生産し得るであろう生産物の純価値——しかもこれから家族労働を控除することにして——のローンを得べきであると云う理論に基づいている。加うるに彼らはすべこの被接收地主に対し生計の損失に対する補償として、前記地代の五分相当額を一括して支払うよう要求している。

ワシントンにおける全委員会、沖繩における分科委員会において証言された如く、沖繩人の提案する方法によれば四万エーカーに対する支払は八百二十六万三千七百七十八弗の年間地代と、それに土地、財産の破壊及び土地接收の結果として蒙つた雑費と損失に対する未払請求に対する支払として二千四百三十六万八千四百四弗を加算したものと等しい。

この金額は証券が示すように、公道の爲に強制収用された土地に対する支払としてこの四百九十三万七千七百九十三弗を含むものである。米國と沖繩の評価との間の大きな相違はワシントンの公聴会で陸軍が提出した、財産に対する米國による永代借地権の市価の評価額は沖繩の提案による地代支払その他の請求で二年少しで支払らぬれこしもう争を考へれば明らかである。

米国防衛の一環としての沖繩

土地問題そのものの理解の爲に必要巨基競争実のすべは既に述べた所を出盡したと分科委員会は希望する。しかし土地問題の根底に土地問題を惹起する諸要素がある。それは次の通りである。

第一に、まづ我々は何故沖繩に在るか、第二に、何時迄我々はそこに駐留するかといふことである。我々が沖繩に在るのはまづ占領により、第二には対日平和条約により、第三には同平和条約に因連し、爾後米政府が行つた政策の声明によつてである。何故我々は特殊の軍事的立場から其処に居るかは次の如き理由からである。

何故に我々は沖繩に在るか

我々が沖繩に居るは沖繩が我々の世界の規模に於ける防衛の不可欠の一部を占めているからである。世界の他の地域におけると同様、日本とフィリピンにおいても、我々が基地を保有しているのは、友好政府が継続して存在することに依存している。琉球諸島においては我々が政治的にコントロールを行つていゝる事情と、好戦的民族主義運

動が存し得ないため、勿論我が国策に於つてであるが、極東、太平洋地域の海上連鎖諸島群に於ける前進軍基地の長期間使用に対する計画を立案することから、之、ではわが原子兵器の貯蔵及び使用の制限に對し外国政府による制限が存し得ない。以上の考慮に加えて、陸海軍および海兵隊に課された使命を考えると、同島の重要性は更に高まつて来る。

陸軍

陸軍は同地域において作戦の爲め前進軍基地を維持する。原子装備を所有する地上軍を使用する水、陸、空からの攻衛に對し同島を防禦し、空中兵力の爲に防空防禦を設け、他の部隊に對する兵站設備を備え、対日平和条約によつて規定された同島および住民に對する管理行政上の責任を履行する。攻衛の場合は、陸軍司令官が同地域の全米軍に對し暫定的に作戦上の統御を行う。

海軍

米国の極東に於ける前進戦略は米國が他の同盟軍と共に極東における共産攻衛を其処か

ら封じ込めようとしている海上連鎖列島の中の一つである沖繩を、米軍が占領することに
よって強化されている。この冷戦の期間中は、同地域における共産国の活動をたえず監視
する為には偵察機が作戦する海軍航空施設の一つが同島にある。太平洋艦隊海兵部隊は西太
平洋における騒乱の地域に直ちに出勤し得る兵力として沖繩に駐留している。
米軍が日本から撤退する際には平時において沖繩を軍事基地として維持することの重要性
が増大する。戦争の場合、沖繩の戦略的重要性は現在より更に大きくなるであろう。
沖繩は極東におけるソ連基地からの出口である黄海及び日本海への接近をコントロールす
る為には理想的な位置にある。また中共、国府間の戦争がもしあれば秀れた後衛基地である。
更に太平洋における戦争において初期に利の多い場合、容易に防御し保持し得る数少ない島
の一つである。朝鮮動乱において沖繩は偵察および機雷作戦に従事した陸上海上機の一基
地として使用された。将来の如何なる戦いにおいても、この島は対潜攻撃と共にこれ等上述
の目的の島に再び使用されるであろう。海岸設備に加えて、バックナー湾は海上作戦、対
潜護衛作戦並びに機雷除去作戦の島の前進第二根拠地として海軍によって使用される。
これは海軍機飛行場としても使用されるであろう。これ等の海軍機が海岸に保持される前

にかほりの沿岸建設が必要であろう。

然し一方、航空機は海上兵力によつて基地を与えられ、保護され得る。

空 軍

中国本土の東約五百哩、東京及びマニラを去る約八百二十五哩の沖繩は米国の安全の爲
の重要と考えられる太平洋防禦圏の一部である。

極東空軍は、この防禦圏に沿う我々の諸設備と、我々が条約で義務を負っている外国領
土上の諸設備の防禦の爲に兵力を提供し、軍隊を輸送し、又広く展開している極東空軍の
各部隊に対する兵站支援を与える使命を課せられている。極東空軍がこの使命を遂行する
ことに当り最も重要な基地の一つが沖繩である。

沖繩は又米國航空隊の戦略的、戦術的兵力が共産侵略に対し使用され得る跳躍台でもあ
る。かような次第で沖繩は本質的に戦略的航空隊の行動範囲を拡大する為には存在する海外
基地の増加している連鎖の一環である。従つて、現在における我々自らの安全の爲且つ將
来の侵略に際し急速に展開し得る必要の能力を備える為には、米國航空隊が予見される将来

に対して沖縄に航空部隊を維持することを計画することは最も重要である。

沖縄の嘉手納航空基地における行政上、管理上の組織は第百十三航空師団で、戦闘作戦部隊は第十八戦闘爆撃連隊である。

米国の保有期間

米国の保有する期間の向類は奄美大島を日本の管轄に復するに際し述べられた國務長官の言明の中に最もよく答えられている。即ち同長官は、極東に脅威と緊張の状況が存在する限り、米国は残余の琉球列島で現在の権力を行使続ける積りであると述べている。従って、不幸にもわれわれは非常に長い期間沖縄に駐留することになる。

向類は一時的のものである

上述の諸争点を念頭に置けば土地向類は現在又は極く近い将来だけのものではなく、無視することの出来ない半ば永久的向類であることは明らかである。同時に、米国の沖縄に對し幾らかの責任を持つてゐることも明らかである。これらの責任は第一にわれわれの

フェアプレーの伝統から生じている。フェアプレーの概念は、ゆがんだ修正第五條の正当な補償の下に土地を取得することに關する争項中に明示されている。責任の第一は沖縄が最も正確な意味で民主主義の、見本窓、と名づけたことから生ずる。世界の目、特に共產諸國のかくごれた目は沖縄におけるわれわれの行動を注意深く見守つており、共產側はわれわれに對する反対宣伝として利用し得るもの、発見に専念している。これら二つの手は慎重に考慮の末、道義を第一とし、實際を第二とする優先順序を附された。

沖縄衆の意味

此処で沖縄人の要求している補償計画の精確な性質と影響をも細に検討することによいと思う。明らかに、沖縄衆は土地から得られると推定される総収入の八〇％を地代として極めてゐる日本の特別措置法に基いてゐる。

同法が沖縄側の要求の基盤と云つてゐるとするならば、同法は地主が永久に他の場所へ移転せず寧ろ水軍がもはや土地を必要としなく居つた場合は戻つて土地を取り返すことが必要であり、或いは、甚ましいと思われぬ臨時の日本の一時的条件は合致する位ぬ

に制定されたことが指摘されるべきでない。以上指摘した如くかゝる事態は現在ゆれぬれぬ土地保有が長期間に亘ると考えられぬに非ざる以上、沖繩には存在しないのである。金銭的には、既述の如く沖繩人側の提案は年間地代八二六三・一七ハトルと、これに加え「その他の補償」として一四三六・八二四ドルの一括払をすることを合意している。

簡単にいえば沖繩案は、米國が沖繩人の地主に対し、これを實際に耕作したならば、その土地から得ることを期待できる総収入を支払うことを企図している。種子購入等か如き些細な費用を除くは通常家族労働である労働力も総収入から控除しようとはしていない。

以上は琉球政府の正式の提案である。分科委員会はこの計画を支持するものが政府当局であろうと否とを問はず、これら沖繩住民の誠意を決して非難しようとするものではない。しかしながら、分科委員会はかけ引にしろ、一体何うしてかゝる法外な要求がなされたか非常に諒解に苦しむものである。實際においてその要求は、仮に沖繩人が、米國が現在必要としている農地の一かけらを所有していたとしても、米國政府はその個人、そして恐らくはその相続者までも、あてかも彼らが長時間重労働に従事し、毎年自然の脅威を受け、これからの如き様式と方法で援助すべきであるということの意味するものである。

この提案は本分科委員会の委員が知悉している補償についての凡その社会主義理論の上を行くものがある。これ程地主を墮落させ、米國の納税者に対し不公平なものはない。それは前に指摘した如く、土地を失った地主は、如何なる労働をも提供することもなく土地の全生産力と同等額を受取るであろうから、いづゆる土蒙と稱せらるべきグループを作り出すことにはなるであろう。又この計画を採用すると、沖繩人、特にこの多額の年間地代を貰いぬ人々に有害なインフレーション的悪循環を作り出すこととなることか分らぬわけではない。また定期的な再評価の時期が並づくにつれ、更に多くの地代を獲得しようとする試みは必然であるから、手ぎめの地代によって根本向類は解決されるべきである。

今日までの米国の計画の不適当性

本分科委員会の見解によれば、沖繩人は正当な範囲を正に越えている補償の要求をしたが、一方わが政府は沖繩人が蒙った損失に対し補償を怠った。前に述べた如く米國は占有した財産の適正価格の大半を償用料と決定した。土地価格につき成程一エーカー当り平均三三〇ドルという明らかに寛大な評価をした。しかし沖繩では一家族平均僅か〇・八エーカーの土地しか所有しておらず、年六%の地代の率では年間二〇ドル足らずの収入にしかならぬといふことは否定できない。沖繩人は〇・八エーカーあれば食って行けようか地代として受ける二〇ドル足らずの収入では生活として行けない。

米國占領の恩惠的部面

以上米國による補償費の支給に因する記述は正確ではあるが沖繩に米軍が駐留する結果沖繩人に生ずる附隨的利益、例えば米軍による防衛施設の建設作業による沖繩人の広汎な雇傭、右以外の米國側による直接雇傭および沖繩の経済状態が極めて実感的に変化した。

ことにより沖繩人にもたらされた多くのその他の機会等を表現してゐないといふ点で誤解を招く誤りがある。沖繩の勞働力の各個人ごとに一人は何らかの形で米軍のために働いており、沖繩の工業上なかつた最高の給与を受けているといふことが報告されてゐる。舗装された道路上の永久建築物は首府那覇の狭いさだまかづた道に取って替り近代的商店街が生れており、劇場は建築されてゐる。これらのものは現地の活動であつて米國の活動ではない。

死亡率は戦前の四〇%以下に減少し、前には殆ど専ら甘藷を常食としていた多くの沖繩人は、現在は、米を含むつと交化に富んだ食生活をしてゐる。

その上、約二年前米國は、教室建設計画に乗り出したが、この結果あと一年を待たず、満足できる近代的コンクリート校舎を沖繩人に与えてゐる。

今日沖繩は沖繩自身の大学（これも米國の新施設であるか）があり勿論沖繩人の大きな誇りの一つとなつてゐる。学校の数は非常に少なかつたが現在では小学校一四一、高等學校十六、高等専門學校一〇校がある。

そこで真相は、わがわがの占領の結果沖繩人に課せられた苦痛と、占領によつて沖繩人

にもたらされ利益の双方を理解するものに、あらゆる角度から眺められなければならない

突き進めた考察

片や琉球政府の補償要求は不合理であることに、他方わが政府の今日までの態度は非現実的であるというのが上述せる考察からする分科委員会の見解である。琉球側の要求と土地問題固有の複雑性は、当然口やかましい少数派に対しあつらひ向きの政治論争を提議した。

この問題は、この少数派に煽動的紛糾のための好例の手段を提示した。少数派は、共産主義者の煽動によるものか否かはさて置いて、補償をする為に米國を取る如何なる措置に對してか、それが如何に公正で寛容であろうと、満足しないであろう。何となんは少しでも満足せしめ彼ら少数派が地方的にも國際的にも有効とみてゐる政治論争を除いてしまふことになるからである。

土地は何処にあつても土地であり、その取得は常に嚴密に同じ法則によつて行われると

いう立場を取るということは、便宜であり、又問題解決を容易にする如く思ふであらう。しかしながら分科委員会は琉球における土地収用には、米國ではあり得ない極めて特殊な政治的経済的要因が存在していることは明瞭であると信ずる。この要因はあまり詳しく強調しても強調し過ぎることはない。分科委員会の見解では、安易で便宜主義的態度は沖縄において公正な解決を与えることができず、沖縄および他の琉球諸島の土地収用に從事している者を惑わせ、ひいては今日存在する不公平な状態がそのまま続く結果とならう。

今日までの評価法

これまで米國の評価当業者は比較される財産の売買及賃貸料を基礎として評価しようとしてきた。米國ではこの方法は、頻りに売買されてゐる他の財産同様に農業財産についても信頼できる指数を普通与えてゐる。

従つて活発な不動産市場のある世界のいつれの地域にもよく適合した方法である。なんとなんは自由市場において比較される財産に対し支払われるところのものは疑いなくその価値の最も正しい標準であるからである。琉球では農地の活発な市場はなかつた。農地は

めつてに売買されるのみならず、数代にわたつてその一家が保有している。従つて、沖繩
および他の琉球諸島では比較財産売買法を以ては農地の価値を示す適切な指標を得られない
ことは明らかと思われ。

沖繩における公聴会に関する論評

分科委員会は沖繩において公聴会を行つて以来、問題の研究を続け、この研究の過
程において、沖繩での公聴会に關する現地新聞の論評に留意した。分科委員会は、沖繩の
新聞の論評が分科委員会に出席した沖繩側証人の発言の挙動及び内容に失望の意を現わし
ていることに少々驚いた。

先づ第一に証人外、議會分科委員会が事実調査のため履む手続につき殆んど知識を有し
たりであることは全く當然である。証人に対する訊問に示された如く、土地問題をめぐる
事実と環境に對しての分科委員会の徹底的眞向と明白にあつたことを知らぬ好奇心とは沖繩
人の間に分科委員会は自分達の問題に對し必ずしも同情的ではないという感じを起させた
よつにみえる。しかし、これは、事實に反することはなり、分科委員会は、長距離を旅行

し、しかも且つ沖繩における公聴会開催の一種の先例を創つたと思つてゐる。分科委員
会問題は何であり、可能な解決は何であるかを確かめるために、これ以上よい場所はない
と感じてゐる。

それ故、分科委員会は、土地問題のあらゆる面を検討しようと思つた。分科委員
会は土地を失つた地主の問題及び米軍の沖繩占領の影響をうけた琉球諸島のその他の住民に
對し、極めて同情的であつたし、現任にせよである。

沖繩人の証言に不満の意を表わした新聞論評の紹介は、分科委員会の意見では正しいと
認められぬ。成程、若干の眞向については、分科委員会のメンバーの完全の満足を得る
回答をえなかつたが、これは証人の委員会の手続と訊問のとりぞうな簡潔を心得てゐる
ワシントンでの公聴会の場合も往々起り勝ちなことである。若干の困難は、といつても、そ
れらは何れも重大なものではないが、實際上すべての証人の陳述が証人台に付さう通訳の
解釈を必要とした事実により容易に説明される。全体として証人の振舞ひ品位及び修養に
値するものであつたという意見を分科委員会は持つてゐる。何れにせよ、ワシントン及び
沖繩で行われたい証言の綜合、分科委員会の行つた実地検証及び訪問した多くの村の村長及

が村民と更に会談を行つたこと等により、分科委員会の委員は、その研究のためによつてきた問題に因つて均等のとれを見解を得ることを得た。同様に分科委員会はワシントン及び沖繩の公聴会を通じて米軍の当面する諸問題を認識しえた。従つて云つて得ることは、必ずしも両派者の全部が分科委員会の到達した結論とこの結論に基き行う勧告に同意しないことは考えられぬことではないが、しかし、それらの基礎として理解を欠いてゐることはありえないと思ふ。

権限の行狹

沖繩では、實際上不動産関係の取引について、殆んど前例のない多種多様な問題が土地収用と関連してゐる。これらの問題は、米軍が土地を必要とするところから、起つたものであるが、單なる土地収用の域を遙に越えた考慮すべき事柄を内包してゐる。既に指摘した如く、土地問題から起つた深刻な経済的影響のほか微妙な地方的、實際的な問題の面がある。かかる状況においては、軍艦に与えられた権限が期待されるほど嚴格且つ精密なものであつて行儀が小なりことは頗るかた、これは米国内においても似た状況においてはまさにその

である。それ故、一般的に制定された法の範囲内にあつては行政にあつては、前記の事情がなければ、えういふいかなりの想像力と同情とを切かせる必要があると分科委員会は考へる。

よつてこの問題の責任を負ふ人々が準備しなければならぬ、こまごまな回答を包含する広い見解並に弾力性ある考え方を示すことが望ましい。

一般的考察

琉球問題は如何に同情的であつても、一個の不人気な眞実に当面せざるを得ぬことは前述の通りである。即ち、沖繩におけるわれわれの唯一の使命は戦略的なものであり、結局、この使命と、それから由來する軍事的必要性の優先せざるを得ぬことである。一年毎の地代支払に代えて分科委員会の勧告した長期地上権は分科委員会の意見では、琉球諸島における米国の駐屯の長さを示すものと解されてはならぬ。全部若しくは一部の琉球人同様、われわれも島の占領が必要でないことを望んでゐる。しかし、それが必要であること、そして、この報告に含めてゐる十ページの勧告がこの事實に基きつてゐることは否定で

きなり、このことを支持するに引用される最高政策の声明は、一九五四年一月七日の一般教書で「沖繩の米軍基地を無期限に保持するであろう」と述べたアイゼンハウアー大統領のそれである。

一括払に關する論評

ワシントンにおける公聴会において、沖繩における公聴会において沖繩側証人は、普通の沖繩人は金銭の取扱に不慣れであるのでこれをうまく利用できず、又一括払で受ける基金を浪費して深刻な経済的窮境に陥るであろうとの注意すべき愚念を発言した。委員会はかかる可能性の合理性を評価することか出来なかり、しかし、むしろかかる可能性が、沖繩地主は資金を節儉使用する能力に欠けているとの確実な知識に基いたものであるならば、地主を保護するために必要な指導と援助を与える合理的な監督を課することかできると思われる。例えば、一括払額を政府の基金に寄託し、これを土地開発、商業企業とか、或いはその他に類する経済的に有益な計画であつて、以つてかかる活動より預託者に年々支払ふための充分な収入を生み出すものを使用することか出来よう。更に、地主が新しい土地を獲

得したり、健全な商業投資を行つたり、南方琉球諸島に入植したり、外國に移住したりする為寄託金を要すると申立てれば、自分の寄託金の全部または、その一部を引出し得るよう規定することか出来よう。

右に述べたことは、この任務を負う琉球政府が適當な機関を助長して行くことを期待するものである。

沖縄における原子力

沖縄の土地問題とは関係はないが、分科委員会は究極的には沖縄人、吾々の防衛及び怒ら
く或る意味においては世界に影響を及ぼすに違いないところの勸告を行いたいと思ふ。

一九五七年会計年度の軍事公共事業計画の中には約四万四千キロワットの電力を起すに
必要を才一次施設拡張の項目が含まれると諒解される。この建設は漸く着手されるばかりだ
か、約千五百万ドルと見積られている。沖縄では窮極的には十五万キロワット程度のも
のが必要であると推定される。これらの発電所の燃料として現在使用されている、或は將
未使用されるすべての油樽は何千マイルの海を越えて油槽船によつて運んでこなくてはな
らない。

油はこの目的のためにつくられた輸送管を通つて汲み上げられ、且つ多額の費用をかけて
建設したタンクに貯蔵されるべきであらう。

常利用原子力発電所の開発が目下米國で行われつつあるのは周知のとおりである。例え
ば遠隔基地用の熱及び電氣をつくりだすために小型原子力発電所を設置しようとする陸軍の

原子力の計画が進められている。

輸送費がペルシヤ湾油田における燃料石油の原価よりも甚だ高くつく沖縄のような地域にお
いては、原子力発電所は普通の発電所と充分競争し得るであろうことは分科委員会にと
つて明らかであると考えられる。平和目的のための原子力利用がもつ経済上、文化の向上に
も本領的に沖縄のような戦略地域において原子力開発が行われた場合人心に与える感動
的衝撃のためにも分科委員会は国防省がこの問題に関し検討し且つ適切な勸告を行うよう
分科委員会は勸告する。

分科委員会の勸告

土地の評価に当り、行政部門の主管範囲を侵すことは分科委員会の意図とするところ
はないが、前述の如く琉球における農地に関する限り、比較売買法を用いることは全く実
際的でないと思われる。それではそれの代る方法は何であるか？。農耕地の最適である土地の
補償を決定するに当つては、米國は沖縄において現今農耕されている同種の土地に
現在農業生産力及び収入資料に最大の考慮を払わねばならぬといふことが分科委員会の見
解である。沖縄の土地所有者がその土地に対して公正な補償を受け、米國が沖縄における

全面的義務を履行しようとするならば、確かな土地から得られる将来の収益を考慮した
現在価値は沖繩特種の特典を要する要素であろう。

分科委員会は又、将来期限の必要と認められたるこの種の土地において取得せしめる
利は、永代借地権とするかもしくは現行法規、なほ現行法規の改正により取得せしめる
限大限の権利たるべきことを勧告する。永代借地権もしくはその次に近い権利を取得せしめる
場合においてはこの報告の他の部分で述べた評価手続に従つて土地の適正なる価格が一括
に支払われべきである。この水は地主がこころすることによつて、他の地域（多分他の琉球
諸島）に移動するか、他の生計手段で懐水つつ生計を維持せしめれば数年間実施せられた移
民計画を続行して海外へ移住するに及りる完全且つ充分な金額を受け得る唯一の方法を示
すものであると分科委員会は考へる。

他の方法即ち毎年地代を支払ふことは、とりわけ土地再評価の度毎に支払われる地
代について同意を得ることが出来なため絶えず不安と意見の相違を見るべからうと
いうことが指摘された。沖繩の地主に対する地代の一括払いの影響については沖繩の証
人がしばしば表明した前記事によつてこの報告書の後半において述べられている。

評価方法についてこれまで述べた事項はすべて農地についてのみである。沖繩には米園
の活動によつてもたらされた新しい全済情勢に含致した性格をもつ商業用地及びその他の
土地において活潑な市場が存在している。この水らの土地に關する評価の設法は比較売買法
が最も適當である。

その他の衛生

分科委員会は、希望的な事項としてではなく、その各々について関係部門が綿密に検討し、この特別勧告の諸要素が熟した時軍事委員会に報告すべき事柄として次つ追加勧告を行ふ。

1. 耕作地と非耕作地を向わず、沖縄全済のたぎに返還し得る凡くの土地は速かに返還されるべきである。現在行われている基本計画に従つて、明瞭且つ明確に利用計画はなされている土地で現在使用されていない土地があることを認める。然しなから、分科委員会は此の土地の外に、将来必要となるかも知れないという單なる見込みだけを押えられていると思われ、土地があることを認める。このよ様な土地があれば、これも出来る限り速に返還されるべきである。

2. 現在軍の管轄下にある耕作地約二万七千エーカーの内八千エーカーは許可制により沖縄人に農耕を許されるが、これら六千エーカーのうち三千エーカーは主として予備飛行場無線燃料タンク等の施設地域、軍需品貯蔵所などであり、右土地は殆ど無期限に耕作され得るものと十分認められる。沖縄人が現在耕作しているこれらの

土地は最大限に農耕の利用に供するべきであり、又其の外の土地も利用が可能な限り利用されるべきである。

3. 次の勧告は琉球人自身及び特に琉球政府に対して、為されるものである。沖縄諸島において以前農耕地であつた現在休耕地となつて居る土地は少くとも一万二千エーカー（或る推定では二万七千エーカーに及んでいる。）と見積られて居る。これらの大部分の土地は、他の生計手段をもつて居る個人、別に肥沃な土地をもつて居る者、或は軍又は民間産業に雇傭された者によつて所有されて居る模様である。沖縄人はこれらの土地が何故耕作されて居ないかについて理由を述べて居るが、これらの理由はどれも一つとして遊休地となつて居る事情について十分な正当性がないように思われる。

分科委員会の調査によれば琉球政府行政官米田当局より何らかの要請があつた後、これらの土地に其の他潜在的耕作可能な幾千エーカーの土地を政府機関が取得する法案を起草した。この法案もまた水源、整地等によつて、取得したる土地を改良することを規定したものであつたであらう。耕作可能な一切の土地が利用し得られるよう

早急且つ積極的措置がとられるよう勧告する。

4. この計画は未だ十分進展してゐるように見えるが、介科委員会としては陸軍は沖繩南西一八〇哩に所在する宮古島に飛行場建設計画を真剣に検討してゐるものと考へた。介科委員会は假令で全島上空を飛行し、これより全島は列る地條約的に耕作されてゐることが十分分つた。又介科委員会はこの島は住民の比り土地が不足してゐるため、住民は石垣島及び西表島に移住が行われてゐることも知つてゐる。

沖繩に起つたよりも更に深刻な問題が沖繩のそれより小規模であるが、宮古島に発生する可能性があるから、この計画は最大の綿密な検討を要するべきである。

5. 介科委員会は薪拾いのために個人のものではない森林地帯が沖繩全土に亘り村落を滑り如何に重要であることを知つて驚いた。村民は慣習や、その他軍事行動のたゞ、一時に教員向もこれらの森林を伐つことを望んでゐる模様である。

このことは前述のとおり、非常に重要な事柄であり、このようを目にあつてゐる村落の基本経済に直接触れる問題である。介科委員会は、詳細に沖繩住民の伝統的慣習に従つて住民の森林を最大限に利用することを保障するたぐりゆゑ措置を講ずるよう

希望すると共に、協力的精神に基いてこの問題を解決すべきことを勧告する。

6. 土地を失つた沖繩の地主に対し、農地となる可能性ある土地を回収し、整地し或はその他の方法で整備計画を始めることにより多大の援助を与えなければならぬ。介科委員会としては米軍は援助計画を立案しこれを実行に移し右計画が成功するよう前託の援助を与え、又軍の技術知識を利用すべきであると思ふ。この点に關し、更に又介科委員会が行つた他の若干の報告に關連して、國務長官の米國は全力を盡して琉球住民の福祉と厚生を改善に努めるであらう」といふ約束にこの引用することゝ適切である。

附带的諸問題の決定

介科委員会は二つの問題を未解決のままにして沖繩から帰國した。その一つは米國海兵師團(戦車隊一個連隊を除く)を沖繩に駐留させることが真明であるか否かの問題である。もう一つは米軍による普天向飛行場の使用と、それに附随して起る問題即ち海軍による那覇飛行場の拡張計画に關するものである。

介科委員会は滞留後これら二つの問題について公聴会を開き徹底的に検討したところ海兵一師団の三分二を沖繩に移駐せよとする軍の決定が正しいものもあり又軍事上の必要性から正当であるとの結論に達した。公聴会の委細及び介科委員会の結論の根拠は、高度の軍事機密に属する点があるため報告書の討論の議題とすることはできない。普天南飛行場は、約一、八〇〇エーカーであり、現在空軍により補助的のものとしてのみ使用されているが将来は増設の利用計画を有している。

興那原は現在使用されていない海軍飛行場である。右飛行場は面積約六三〇エーカーで、これが利用されることは海軍による更に多くの土地の取得が必要となるであろう。これら二つの飛行場の使用計画は前述のとおり介科委員会により最も詳細に亘つて行われ、公聴会も議題であった。介科委員会は二つの飛行場の使用暫定計画案に対し異議を呈すものではないが、両施設についての両省関係の錯綜する利害について引き続き検討を行うよう勧告する。

この点につき、介科委員会がとつた立場は、両飛行場の拡大と使用は現在のところ計画の段階を出てはいない、ということである。右の両飛行場問題については、今日このところ判

然と予測し難い種々の考慮が最後の決定を行う際をなされることになる。

要 約

以上を要約すれば介科委員会の勧告は次のとおり。

- 一、将来無期限にわたつて必要と考へられるこの水口の諸資産に対し取得すべき権利は、永代借地権ないしは現行法律又はそれに加えられる修正に基く最大限の権利でなければならぬ。永代借地権もしくは永代借地権に極めて近い権利を取得される場合、本報告で定められた評価手続きに従つて公正な資産価格が支払われるべきである。
- 二、農地の価格評価にあつては、主として農業生産性に考慮を払うべきである。
- 三、商業用財産の評価にあつては、比較売買法を用うべきである。
- 四、耕作地と非耕作地とを向つた沖繩の経済のたより返還しうるすべての土地はすみやかに返還されるべきである。
- 五、現在軍が接収している土地で琉球人が農耕を行つていゝものは引き続きその用途に使用し、その他の耕作可能な土地も農耕に供すべきである。

六、琉球政府は、軍制下におかれたいない遊休地を農耕に転換し得るよう積極的な計画を立案すべきである。

七、米軍による土地の追加の土地収用は絶対最少限度に止めらるべきである。

八、空軍省は宮古島に飛行場を建設案を再検討すべきである。

九、軍当局は沖縄の島民が沖縄の森林利用を最大限に許可すべきで、しかも、それは、同情的且つ協力的立場に基いて行うべきである。

十、米軍は耕地を復旧し、その他の準備を行う琉球人に対し、一切の援助と支持を与えるための計画を立案し、これを実施すべきである。

十一、海空軍は与那原と普天間の改良問題については慎重な態度をとり、あらゆる社会的、経済的要因を最も詳細且つ正確に検討したうえでのみ最終的決定を行うべきである。

なお、国防省が核エネルギー利用による電力供給の可能性に關する分科委員会の示唆に対し極めて真剣な考慮を払うことを勧告する。

昭和三十一年七月

沖繩土地問題に関する「プライス」報告書

外務省アジア局第一課

本稿は、さきにとりあえず配布した米國下院軍事委員会特別分科委員会の土地問題に関する報告の企訳をその後検討の上若干改訂したものである。

アジア局第一課長

一九五五年十一月十四日より同年十一月二十三日に至る視察旅行の基
下院軍事委員会特別分科委員会報告

序言

下院軍事委員会
ワシントン、D.C.

本報告は世界各地における軍事基地及び機関の視察
に因連し特別分科委員会より軍事委員会に提出されたもの
である。

委員長 カール・ヴァインソン

下院軍事委員会委員長殿

下院軍事委員会
ワシントン、D.C.

一九五五年十月十四日より同年十一月二十三日まで海外軍事基地及び機関の視察旅行を行った特別分科委員会の報告を軍事委員会の審議のため送附提出する。

メルヴィン・プライス特別分科委員会委員長

特別分科委員会報告

下院軍事委員会委員長は、一九五五年七月二十六日、世界各地における米国の軍用施設及び機関を現地視察せしめるためメルヴィン・プライス議員を団長とする特別分科委員会を任命した。同分科委員会の主たる使命は沖縄における土地状況を調査するにあり、メーソン委員長は軍事委員会が次の委員を特別分科委員会委員として任命した。

O.C. フィンチャー
W. スターリング・コール
ジョージ・ミラー
ウォルター・ノーブラット

ジェームズ・T. ハットン
ウィリアム・H. ヘーツ

また次の各員が左に示した資格で分科委員に随行した。

軍事委員会顧問
顧問補佐
ファイリン・W. ケレバー
ロイド・K. クリン

陸軍省法制連絡局

隨行將校

ジョン・W・ゴーン大佐

米國陸軍

隨行將校補佐

ウィリアム・F・ダニエルス曹長

特別任務のため分科委員会付となつた他の將校は次のとおりであつた。

米國海軍

ジョン・F・グザイトン海軍大佐

ウィリアム・H・マクマホン海軍少佐

一行は一九五五年十月十四日朝ワシントンを出発し同年十一月二十三日ワシントンに帰選した。

旅行の間分科委員会に提出された口頭及び文書による資料の多くは、必然的に高度の秘密性を持つてゐるので、本報告中で論議することができない。この機密文書資料は軍事委員会に機密ファイルのうちに繰り込まれ、軍事委員会委員の閲覧に供せられる。

沖 縄

沖縄において土地占拠と土地収用は関して米國が直面してゐる異常に複雑で、また多様な諸問題を明確に理解するためには、一九四五年に沖縄を日本軍から奪取した時から米國占拠の沿革についてどちらかと云へば充分な理解を持つことが必要である。また沖縄を最大の島とする琉球諸島の最近の政治情勢について若干の知識を有することも同様に必要なである。

琉球諸島は、日本の南西、台湾及びフィリピン群島の北東、小笠原群島の西方にある。同列島の延長は約七七五マイルであり、一四〇個の島嶼からなつてゐる。主島である沖縄はサン・フランシスコから約六、〇〇〇マイル、東京からは八五〇マイルの距離にある。沖縄には中国側に面する那覇港と、太平洋岸にあるホワイト・ビーチの二つの主要港がある。同島の長さは六七マイルであり、その幅は三マイルないし一〇マイルである。島の三分の二は標高一、五〇〇フィート以上の丘陵のある高嶺に富む地形である。南部沖縄は高低に乏しく、浅い峡谷と谷のあるゆるやかに起伏した丘陵がある。琉球諸島の人口は約八〇万

んで、そのうち約六七千名が沖縄と同島周辺の小島群に居住している。
アメリカ人は一八五三年にマーシュー・C・ペリー提督の指揮の下に初めて沖縄の那覇港に到着した。同提督は那覇で米國海軍石炭補給所用として土地を實際に買入れた。シカゴの後提督が日本を訪問することに成功したため米國は琉球諸島を看過するに至った。沖縄は一八七六年に日本の一県となった。

米國の軍政府及び民政府

沖縄は、連合國最高司令官が施政のため日本本土の南米境界線と琉球及び奄美諸島の北を通過する北緯三〇度（後には二度）に決められた一八四六年三月まで、日本の県として残った。

日本降伏後の初期、南米國海軍が、琉球諸島における軍政府としての責任を負った。同軍政府の責任は一八四六年七月一日陸軍に移管された。琉球軍政府は、一八五〇年十月にその一切の活動機能がマックアサード師を長官、琉球軍司令官を副長官とし、民政官を以て構成された琉球諸島米國民政府に接管されるまで存続した。

琉球諸島を統治する米國の権利は初期においては陸戦法規に基礎を置いた。対日平和条約が批准された一八五二年四月二十八日以後の同地域における米國の権限は同条約第三条によって決定された。同条は次のように規定している。

日本國は、北緯二十一度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）、彌歸岩の南の南オ諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）、並びに坤の島島及び南島島を含む國を唯一の施政権者とする信託統治制度の下に置くこととする。國際連合に対する存続のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、存続國は領土を含むこれらの諸島の銀藏及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権利の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

一九五三年十一月二十五日に奄美大島として知られていた琉球諸島の最北端の諸島群が日本に返還された。当時、ダレス國務長官は本問題に関連する部分において以下を含む政策発表を行った。

米國は、極東において脅威及び緊張の状況が存続する間は、現在の権力及び権利を獨余の琉球諸島において継続行使することが、平和及び安全の方向に、アジア及び世界の自

由國家渾の協同的努力を成功せしめるため肝要であると確信する。従つて米國は將來相當期間に小島の島を管理者としてとどまる意向を有するものである。

琉 球 政

琉球諸島の施政責任は、大統領決定によつて国防長官に委ねられている。同長官は更に執行者としての権限を陸軍省に委任してゐる。琉球諸島の施政を指導する政策及び手續は、大統領が一九五四年八月二日に承認した琉球諸島米國民政府に対する指令に規定されてゐる。

琉球諸島米國民政府は琉球諸島における米國の施政機関である。同政府は民政長官の下に構成されたハットの部と二つの地域チームからなつてゐる。各民政政府の各部は琉球政府の部に相入れ、琉球政府の政策遂行にあたりそれを援助する。琉球現地政府に対してはその能力に於いて最大限の自治が附与されており、かつ時日が経過するにつれて漸次より大きな権限が授けられるのである。

琉球政府は一九五二年四月一日に正式に組織され、行政、立法及び司法の機能を有する。

同政府は、地域的な四群島政体が統合した結果一九五一年四月一日に成立した臨時中央政府から發展して來たのである。琉球政府の行政部門を統轄する琉球政府行政主席は、米國民政長官によつて任命された。同政府の立法権は琉球入民の一般投票によつて選出された。独立の司法権は琉球政府行政主席により任命されている。

陸海空三軍の土地需要

一九四五年、米軍はその軍事施設用に約四五、〇〇〇エーカーの土地を琉球人から収用したが、約五千エーカーが琉球人に返還された。現在の土地収用は約四〇、〇〇〇エーカーである。この小等の土地は当初戦争行為として収用されたもので、地主に対しては補償が行なひなかつた。又考慮されたことになつた。

米國軍は、一九五〇年七月一日から一九五二年四月二十八日（対日平和条約発効日）までの期間の世代を沖繩の地主に支払つた。これは一九五〇年七月一日から同地域下において即金払方式（pay-as-you-go basis）を実施するとする米國の決定に従つて行なはれたものである。この期間における地主支払は、土地所有登記帳の再作成が困難な事業で

あつたため、一九五三年の末期まで終了しなかつた。対日平和条約で、日本は米國に對するその國民のすべての戦争請求権を放棄した。従つて沖繩入は、一九五二年四月二十八日以前に對しては、その土地使用に對して合衆國に補償を要求する法律の根拠を有しない。

一六五大会計年度の沖繩に對する支払権限要求は四三、九八三、〇〇〇ドルであつたが、インフレーションで、五〇〇、〇〇〇ドルが五三、〇〇〇エーカーの土地の取得のために割当てられることになつてゐる。五三、〇〇〇エーカーのうち五一、六三七エーカーが軍用へ当てられる。当該発表によつて、三軍の土地要求、各場合における費用及び兵力の内訳は下記の通りである。

(価格日一九五四年七月一日現在)

軍	土地要求(英)	費用(英)	兵力
陸軍	一〇、一三、八エーカー	七、五四七、〇〇〇ドル	一四、六〇〇人
海軍(海兵隊を含む)	二、一八三エーカー	六、八〇〇、〇〇〇ドル	一六、三五九人
空軍	一九、六六二エーカー	一〇、三一一四、〇〇〇ドル	一〇、八八七人

(注) 一九五五年六月現在

総額三〇、五〇〇、〇〇〇ドルのうちには五、七〇〇、〇〇〇ドルの補償定着費用が含んでゐる。この五七〇万ドルは次のように使用される。即ち二七〇万ドルは土地を失つて沖繩入を約三百マイル離れた島嶼に居住せしめ、其の必要の設備を建設するため、更に三〇〇万ドルは、海兵隊用地取得を予定されてゐる一三、〇〇〇エーカーの土地に現在居住してゐる約一、二〇〇家族を補償せしめるために使用される。

第一次案では海兵隊は現在軍用として占有されてゐる四〇、〇〇〇エーカーの土地のうち七、〇〇〇エーカーを利用し、また一三、〇〇〇エーカーを追加要求し、合計一六、〇〇〇エーカーとする計画であつた。更に海兵隊は演習用として沖繩の北部において広大な土地を利用しなされてゐる。この土地はその大部分が旧日本の公有地であるので土地使用料の支払を必要とせず、その使用することによつて軍隊に土地を失う人を出してゐないであらう。しかし本報告のうちで後述するものは他の経済的影響がある。

年間代は收購土地の土地価格(land value)の六パーセントの率と決められた。またこの評価は一九五二年四月二十八日現在で陸軍工兵隊の評価班が決定したものであつた。しかし地主は米國提案の支払率が不当であると主張して、右の条件で買

貸契約を結ぶことには承知である。一九五三年十二月五日付で発布された内閣府布告第二十六号に基いて土地の現在賦课的の賃貸契約によって使用されている。この地代は佃々の地主名義で琉球政府に徴収されている。地主は地代引上げ訴訟権を認めらうこととして改定額の七五パーセントを受取ることを求める。右訴訟を裁定するために米国土地收買委員会が設置された。今委員会はこの地代の司令官である琉球諸島副長官によって任命されたもので二名の将校と軍医一名で構成されている。地主は全琉訴訟することにした。委員会によって訴訟の公聴会が行われたが下院議案五七〇〇号審議中に本委員会により行われた証言の日付現在では何らの判決が下まらなかつた。陸軍の提案では同一の手続が長期地上権の取得の場合には採られることとされている。

伝統的農業経済

沖縄は伝統的に土地を最も貴重な財産とする農業経済が主体となっている。五人家族が僅かの、八エーカーの土地がなければ生活がでまざる。沖縄の面積は二七〇、〇〇〇エーカーで、その中僅か八〇、〇〇〇エーカーのみが耕作地である。沖縄における一平方

哩の人口密度は、印度の二八一名、フィリッポンの一七八名、中国の一二三名をモブラジルの一六名であるのに対して、一二七〇名である。更に沖縄の旧来の農業経済に対する土地の異常な重要性を指摘する為には、米國において約一億六千五百五十万人が殆んど三百平方哩の土地を占めていること、即ち一平方哩当りで四五百人である事を想起せしめることにより、従って若し琉球の人口状態が米國に存在するといふは、米國の人口は現在の一億六千五百五十万人に代つて二十五億五千万人となるであろう。

目下、軍が使用している四〇、〇〇〇エーカーのうちの約一六、〇〇〇エーカーの耕作地は沖縄に占める全耕作地の二〇％に当る。米國による收用のため約五万の家族、即ち約二十五万人が戦地を離れられた。海兵隊によって要求されることとになっている前記二〇〇エーカーの中約三、〇〇〇エーカーも可耕地である。

土地を失つた地主は其の、八エーカーにつき年平均二十ドル程度の地代（一九五三年の土地価格（*Real Estate*）に基いて）を受け取っている。右は明らかで得るだけの資金を地主は与えるものでない。又地主はこの額を以前の最低ながら自分及びその家族の生計を維持して行く手段となつていた土地の利用を失つたことと対する充分な補償をみなしていない。

土地を失った地主の問題が経済上、政治上、現在以上深刻化しないのは、次の二つの動
切な要因のためである。第一、地主は土地を主として一六四五年の戦争行為によって土地が
ら奪られた。彼らの多くは軍事施設の建設の間に建設産業において戦場を見付けたか、或は
は米軍の雇傭員となった。オーストリアの地主の約三分の一は土地の全面的使用が必要とされた
途に、彼等の土地（黙示的の賃借契約を結ぶ米軍が保持している）を引続き耕作するこ
とを許可されて来たことである。もし復行の時代の毎年オーストリアが引続き行われるとすれば
最後の空手渡しの時におけるさういふの地主及び今後海兵隊の要求に応じて居住させられる
地主達が直面する経済上の窮境は、最も深刻な尺争上の問題まひぎ起すであろう。

日本の管轄下にあった時、琉球諸島の農業経済が毎年通常完全な欠損を生じており外部
から色々の取での助成金を必要としたと云ふ事実をこゝに附言することはおぼろしく動当で
あろう。オーストリア大戦における日本の土地占拠は、当然沖縄人の経験した経済上の困難の一
因となった。今日沖縄では、人口は急速に増加しており、さらに米軍が、日本が占拠して
よりおぼろしくと莫大な地蔵を占拠していること、この増加人口と相まって本質的に同島に
おける基本的経済問題であるところのものを甚だ豊大にさせている。米軍が現在の農業経済

からの土地を取り上げること、絶えざる過剰人口の圧迫と結びついて琉球の農業経済の
伝統的な不足を強め、琉球人をして他の途程への転換を早めている。

陸軍の計画

この問題の公正な解決にこの措置が考えられると云うのが陸軍の立場である。オース
トリアでは、米軍が必要とする土地に長期利権を獲得しようとするものである。土地所有者
の放棄に反対する琉球人の強い公憤に鑑みて、この計画家は米軍が必要とする限り土地の
完全使用を許す長期地上権を取得することにあり、このため長期の地上権が取得され
る時に時価による土地価額 (lease value) の額を地主に一括払いしようとするものである。
オーストリア、南琉球諸島及び沖縄において公共施設（道路、学校、病院、水道設備、動力）を
提供する最小限の公共事業計画に資金を出てやうとすることである。このように右
の地帯において彼等が米軍の土地要求に応じて既に或は今後移動させられる家族の再定住
の為に新しい土地が手に入り得ることとなる。

陸軍側の説によると斯様な二重の目的を持つ計画によって、長期地上権が取得された時に地主は自分の土地に対する米軍

による資金が土地の評価額を受ける。地主ロシの資金を利用して移住地へ移転して土地が
ら引つゞき生計費を獲得するか、或は後に詳述する他の方法によつて資金を活用すること
が出来るであろう。こうすれば米國へつて地代の耳去を継続して行くよりは明らかに餘
裕的であろう。

沖繩の計画

池方、沖繩人が要求している補償方式および方法は彼等が計算基準と称しているものに
基かいてゐる。この立場は一括払い及び長期地主権、或は世の長期的利権に反対するもの
である。沖繩人は、その代り、土地が米國によつて必要とされてゐる限りは尙、地代の耳
去の継続、シカゴ現行見積り地代の倍に七倍の額の耳極め地代を要求してゐる。彼等の要
求は、地代として家族の何等控除することなしに土地が生産し得るであらう生産物の
価値の一〇〇%を得べきであると言ふ理論に基かいてゐる。亦するに彼らに於ては被接
収地主に対する生計の損失に対する補償として、前記地代の五年分相当額を一括して支払う
べき要求してゐる。

ワシントンにおける本委員会を通じて又沖繩における分科委員会において証言された如く、
沖繩人の提案する方法によれば四〇、〇〇〇のオーガーに対する支払は八、二六三、一七八
ドルの耳尙地代と、それ以外の土地、財産の破壊及び土地収用の結果として蒙つた雑費と損
失に対する未払請求に対する支払として一四、三六八、一〇四ドルを計算したものと
する。この金額口証言が示すように、公道用に強制収用された土地に対する支払としての四
九三七、七六三ドルを含むものである。米國と沖繩の評価との間の大きな相違は、ワシ
ントンの公聴会で殊重々提せられた米國側の財産に対するノータイトル (No Title) の市
場価格による評価額が沖繩側提案によれば地代支払その他の請求で二年少くで償還されて
いると主張を考へては明らかである。

米國防衛の一環としての沖繩

前記によつて土地問題自体の理解に必要の基礎事實のすべてが暴露された(註)分科委員会
は希望する。シカン土地問題の根底に土地問題を惹起する諸要素がある。それは次の通り
である。オーストラリア、オーストラリア、何時迄かオーストラリアに駐留する
天

のかといふことである。我々が沖縄にいるのはまず占領により、オニは対日平和条約により、オニは同平和条約に關連して爾後において米國政府が行った政策発表によつてである。我々が何政沖縄にいるのは次のような特殊の軍事的立場によるからである。

何政に我々は沖縄にいるか

我々が沖縄に居るのは沖縄が我々の世界的規模の防衛の不可欠の一部をなしているからである。日本とフィリピンにおいて我々が基地を保有しているのは世界の他の地域におけると同様に友好政府が継続して存在することによるものである。琉球諸島において我々が政治的コントロールを行つてゐる事情と、挑発的民衆主義運動が存しないため我々は我が國策に従つて当然極東、太平洋地域の海上連鎖諸島における前進軍基地の長期使用計画を立案することが出来る。ここでワウが原子兵器の貯蔵ないし使用の权限に對し外國政府による制限が存在しない。以上の考慮に加えて、陸海軍および海兵隊に課せられた使命は同島の重要性を更に高めてゐる。

陸軍

陸軍は同地域において作戦の爲の前進軍基地を維持する。原子装備を所有する地上軍を使用する水、陸、空からの攻撃に對し同島を防護し、空中文力の爲に防空防禦を設け、他の部隊に對する交際設備を備へ対日平和条約によつて規定される同島および住民に對する管理行政上の責任を履行する。攻撃の場合は、陸軍司令官が同地域の全米軍に對し暫定的な作戦上の統御を行ふ。

海軍

米國の極東における「前進戦略」は、米國が他の同盟軍と共に極東における共產侵略を牽制又はする海上連鎖列島の中の一つたる米國の沖縄占領によつて強化されてゐる。この「冷戦」の期間中であつて同地域における共產國の活動と之を監視する爲めの偵察機が行動する海軍航空機隊の二つが同島にある。太平洋艦隊海兵部隊は西太平洋における聯軍の地域に直ちに活動し得る兵力として沖縄に駐留してゐる。米軍が日本から撤退する際には平時において沖縄を軍事基地として維持することの重要性が増大する。

戦争の場合、沖縄の戦略的重要性は現在より更に大なるものとならう。沖縄は極東における重要基地からの本口である。黄海及び日本海への接近をコントロールする為の理想的な位置にある。また国府、中共間の戦争がもしあれば、それは必ずしも後衛基地である。更に太平洋における戦争において、朝鮮半島のなほ、容易に防禦を保持し得る数少ない島の一つである。朝鮮半島において、沖縄は偵察および代替作戦に従事した陸上海上村の一つの基地として使用される。将承州河なる戦争においても、この島は対潜攻撃とまた前記の同様目的の高下両方使用されるであろう。海岸設備を加えて、ハツクナイ海（馬天灣）は海上作戦、対潜攻撃作戦並びに代替作戦の為の前進および根拠地として海軍によって使用される。これは海軍機飛行場としても使用されるであろう。これらの海軍機が海岸を保持せしめる前には、かなりの沿岸建設が必要であろう。然し、航空機は海上兵力によって基地を与えられ、保護される。

空軍

中国本土の東約五〇〇マイル東京及びマニラを結ぶ約八二五マイルの沖縄は、米国の空

全の最も重要と考えられる太平洋防禦圏の一部である。極東空軍に対してこの防禦圏に沿う我々の諸施設と、我々の条約で義務を負っている外國領土上の諸施設（付架の為に兵力を提供し、軍隊を輸送し、又本々展開している極東空軍の各部隊に対する兵站支援を与える）の使命が課せられてゐる。沖縄は極東空軍がその使命を遂行するに当たり最も重要な基地の一つである。

沖縄は又米国の空軍の戦略的、戦術的兵力が共産侵略に対して使用し得る跳躍台でもある。故に沖縄は本質的に戦略的航空隊の行動範囲を拡大する為存在し増進しつゝある海外基地連鎖の一環である。従って、現在における我々自らの安全の爲目下將來の侵略に際し急速に展開し得る必要な能力を備える為、米国防空隊が予見される將來に対して沖縄に航空部隊を維持することを計画すること最も重要である。沖縄の嘉手納航空基地における行政上、管理上の組織はロオ三三三航空師団で、戦闘作戦部隊はロオ十八戦闘爆撃連隊である。

米国の保有期間

の土地から得ることを期待できる総収入を支払うことを企図している。種子購入費の怕ま
些細な費用を除いては通常家族労働のある労働でさえ総収入から控除しようとしてい

以上口称琉球政府の正式の提案である。分科委員会はこの計画を支持するものが政府当局
であろうと否とを問われ、これら沖縄住民の誠意を決して非難しようとするものではない。
レのレながら、分科委員会は引いて、一体何うしてかゝる法外な要求がなされた
か非常に諒解上苦しむものである。実際においてその要求は、依に沖縄人が米國が現在地
専として居る農地の一かけらも所有して居るとして、米國政府はその佃人として恐ら
くはその相続者までをも、あはれも彼らが長時間重労働に従事し、毎年自然の背威を受可
て、レのレの如き様式と方法で扶助すべきであるとなし、これを意味するものである。

この提案は本分科委員会の委員が知悉している補償についての、レのレの社会主義理論の上を
行くものである。この程地主を墮落させ、米國の納税者に対し不公平なものはない。それ
は前に指摘した如く、土地を失った地主は、如何なる労働をも提供することもなく土地の
全生産力と同等額を受取るであらうから、いわゆる「土豪」と稱せらるべきブルジョアを

に委すこととなるであらう。又この計画を採用すると、沖縄人、特にその多額の年間地代
を賣らない人々に有害なインフレーション的悪循環を作り出すことになることが分らな
いわけではない。また定期的な再評価の時期が近づくにつれ、更に多くの地代を獲得しよう
と試みることは必然であるから年々の地代に於いて根本問題は解決されないのであらう。

今日までの米圃の計画の不当性

本分科委員会の見解によれば、沖繩人は正當な範圍を正に越えている補償の要求をしても、一方が政府に沖繩人の蒙った損失に対し補償を怠つた。前に述べた如く米圃は占有した財産の適正価格の六割を費用料と決定した。土地価格に^(30%)つき成程一エーカー当り平均三三〇ドルといふ明らかに見大なる評価をした。しかし沖繩では一家族平均僅か〇八エーカーの土地しか所有しておらず、年六割の地代の率では年間二〇ドル足らずの収入にしかならなうといふことは否定できない。沖繩人は〇八エーカーあれば食つて行けようが地代として受ける二〇ドル足らずの収入では生活をどう行けぬ。

米圃占領の愚惑的側面

以上米圃による補償費の支払に因する記述は正確ではあるが沖繩に米軍が駐留する結果、沖繩人に生ずる附隨的利益、例えは米軍による防衛施設の建設作業による沖繩人の雇入れ、雇、右以外の米圃側による直接雇傭および沖繩の終身状態が極めて実質的に変化したことにより沖繩人に与えられた利益を多くその他の利益等を表現してないといふ点で誤解を

招く虞がある。沖繩の労働力の各個人ごとに一人は何らかの形で米軍のために働いており、沖繩の工業上をがうを最高の給与を受けたりと云ふことが報告されている。舗装された道路上の永久建築物は自府那覇の狭いさなかつた道に取つて替り近代的高層街外にあり、劇場は建築されている。この州のものは現地の活動があつて米圃の活動ではない。死亡率は戦前の四〇%以下に減少し、前には殆ど専ら甘藷を常食としていた多くの沖繩人は、現在は、米を含むすつと変化に富んだ食生活をしてゐる。

その上、約二年前米圃は、教室建設計画に乗り出したが、この結果あと一年たてば、満足できる近代的コンクリート校舎を沖繩人に与えられる。今日沖繩は沖繩自身の大学へこれら米圃の新施設であるか、かちり勿論沖繩人の大きな誇りの一つとなつてゐる。学校の数は非常に少なかつたが現在では小学校一四一、高等学校十六、職業高等学校一〇校がある。

そこで真相は、沖繩人の占領の結果沖繩人に課せられた苦痛と、占領によつて沖繩人にもたらされた利益の双方を理解するため、あらゆる角度から眺められなければならない。

突き進めた考察

片や琉球政府の補償要求は不合理であることにも、地方自治政府の今日までの態度は非現実的であるというの外に述べる考察からする分科委員会の見解である。琉球側の要求と土地問題固有の複雑性は、当然ややかまじい少数派に対しあつらい向きの政治論争を提示した。この問題は、この少数派に煽動的紛争のための好例の手紙を提示した。少数派は、共産主義者の煽動によるものか否かはさて置いて、補償を要求する為には米國が取る如何なる措置に対してか、それが如何に公正で寛容であろうと、満足しないであろう。何となれば、少しでも満足を示せば、彼ら少数派が地方的にも國際的にも有効とみて、政治論争を除いてしまふことになるからである。

土地は何処にあつても土地であり、その取得は常に厳密に同じ法則によつて行われようという立場を取るということは、便宜であり、又問題解決を容易にする如く思えるであろう。しかしながら分科委員会は琉球における土地収用には、米國ではあり得ない極めて特殊な政治的経済的要因が存在していることは明瞭であると思ふ。この要因は、くら茲調し

了も茲調し過ぎることはない。分科委員会の見解では、安易で便宜主義的態度は沖繩において公正な解決をなせること外です。沖繩および他の琉球諸島の土地収用に従事して、る者を取らせ、そして今日存在する不公平な状態がそのまま続く結果となつた。

今日までの評価法

これまで米國の評価者等は比較される財産の売買及賃貸料を基礎として評価しようとしてきた。米國ではこの方法は、頻りに売買されてゐる他の財産同様に農業財産について信頼できる指数を算出できている。従つて活発な不動産市場のある世界のいつかの地域に比よく適合した方法である。なほとなれば自由市場において比較される財産に対し支払われるところのものは疑いなくその価値の最も正しい標準であるからである。琉球では農地の活発な市場はなかつた。農地はあつたに売買されないのである。米國に比べてその一家が保有している。従つて、沖繩および他の琉球諸島では比較財産^{（農地）}の買値^{（農地）}は農地の価値を示す適切な指数を得られなことは明らかと思われる。

一括払に関する論評

フシントンにおける公聴会において、沖繩における公聴会においても沖繩側証人は、普通の沖繩人は金銭の取扱に不慣れであるの、これどうまく利用できず、一括払で受ける基金を浪費して深刻な経済的窮境に陥るであろうとの注意すべき愚念を念言して、委員が、かかる可能性の合理性を評価することか出来まい、しかし、もしかかる可能性が、沖繩地主は資金を節度使用する能力に欠けているとの確実な知識に基づいたものであるならば、地主を保護するために必要な指導と援助を与える合理的な監督を課することかできると思われる。例えは、一括払額を政府の基金に寄託し、これを土地開発、商業企業とか、或いはその他これに類する経済的に有益な計画であつて、以つてかかる活動より損託者に年々支払つたための元金収入を生み出すものに使用することか出来よう。更に、地主が新しい土地を獲得し、健全な商業投資を行つたり、南方琉球諸島に入植したり、外国に移住したりする為寄託金を要すると申立てれば、自分の寄託金の全部または、その一部を引出し得るよう規定することも出来よう。右に述べたことは、この任務を負う琉球政府が適當な株園を助長して行くことを期待するものである。

沖繩における公聴会に関する論評

分科委員会は沖繩において公聴会を行つて以来、問題の研究を続け、この研究の過程において、沖繩での公聴会に關する現地新聞の論評に留意して、分科委員会は、沖繩め新聞の論評が分科委員会に出現した沖繩側証人の発言の筆跡及び内容に失望の意を現わしていることに少々驚いた。先ず第一に証人が、議會分科委員会が事實調査のため履む手続につき殆んど知識を持たないであらうことは全く当然である。証人に対する質問に示さるる如く土地問題をめぐる事実と環境についての分科委員会の徹底的質問と明白に答へることを知らぬ好奇心とは沖繩人の間に分科委員会が自分達の問題に對し必ずしも同情的ではなないといつて感ぜを起させたまうにみえる。しかし、これはと事實に反することはない。分科委員会は、長距離を旅行し、しかも且つ沖繩における公聴会開催の一種の先例を創つたと思つてゐる。分科委員会は問題が何であり、可能な解決が何であるかを確かめるために、これ以上より場所はなかつたと感じてゐる。それ故に分科委員会は、土地問題のあらゆる面を検討しようと思つた。分科委員会は土地を失つた地主の問題及び米軍の沖繩占領の影響をうけと琉球諸島の他の住民に對し、極めて同情的であつた。現在とどうであ

沖繩人の証言に不満の意を表わした新聞論評の部分は、分科委員会の意見では正しいと認められまい。成程、若干の廣向については、分科委員会のメンバーの完全な満足を得る回答をえなかつたが、これは証人が委員会の手筈と範囲のなごりそうな筋道を心得ているワシントンでの公取会の場合も往々起り勝ちなことである。若干の困難は、とらつておそれれば何れも重大なものではないが、実際上すべての証人の陳述が証人台に付さう通訳の繰返を必要とし、事実により容易に説明される。全体として証人の振舞が品位あり称賞に値するものであつたといふ意見は分科委員会は持つてゐる。何れにせよ、ワシントン及び沖繩で行われたい証言の綜合、分科委員会の持つた実地検証及び訪問しと多くの村の村長及び村民と更に会談を行つたこと等により、分科委員会の委員は、その研究のためによつてきた問題に關して均等のとれたい見解を得ることを得た。同様に分科委員会はワシントン及び沖繩の公取会を通じ米軍の當面する諸問題を認識しえた。従つて云ふ得ることには、必ずしも関係者の全部が分科委員会の到達した結論とこの結論と基き行つた報告に同意しないことは考えられないことではないが、しかし、それら基礎として理解を欠いてゐることはありえないと思ふ。

権限の行使

沖繩では、實際上不動産関係の取引について、殆んど前例のない多種多様の問題が土地収用と関連してゐる。これらの問題は、米軍が土地を必要とするところから、起つたものであるが、単なる土地収用の域を遙に越え、考慮すべき事柄を内包してゐる。既に指摘した如く、土地問題から起つた深刻な経済的影響のは、微妙な地方的、國際的な問題の面がある。かかる状況においては、軍隊に与えられた権限が期待されるほど嚴格且つ精密をこらして行使されないことは明らかで、これは米国内においても似た状況においてはまさにそうである。それ故、一般的に制定された法の範囲内によつては行政にあつては、前記の事柄をなすには、えられないかなりの想像力と同情とを切かせる必要があると分科委員会は考へる。よつてこの問題の責任を賣入人々が準備しなければならぬ。さまざまな回答を包含する広い見解並に弾力性ある考へ方を示すことが望ましい。

一般的考察

琉球問題は如何に同情的であつては、一向の不人な真実に当面せざるを得ないことは前述の通りである。即ち、沖縄におけるわれわれの第一の使命は戦略的なものであり、結局、この使命と、それから申来する軍事的必要性が優先せざるを得ないことである。一年毎の地代夫に代えて分科委員会の報告した長期地主権は分科委員会の意見では、琉球諸島における米国の駐屯の長を指示するものと解せられてはならぬ。全抑若しくは一部の琉球人同様、われわれも島の占拠が必要でないことを望んでいる。しかし、それが必要であること、そして、この報告に含められるすべての報告がこの事実に基づいて行はれることは否定的でない。このことを支持するため引用される最高政策の発表は、一九五四年一月七日の「敗教書」で「わが国は沖縄の米軍基地を無期限に保持するであろう」と述べたアイゼンハウアー大統領のそれである。

沖縄における原子力

沖縄の土地問題は因縁はなかりか、分科委員会は究極的には沖縄人、吾々の防衛及び恐

らく或る意味において世界に影響を及ぼすに違ひないところの報告を行つたと思つ

一九五七年会計年度の軍事公共事業計画の中には約四〇〇〇キロワットの電力を起すに必要な第一施設拡張の項目が含まれると諒解される。この建設は漸く着手されるばかりか、約二、五〇〇トールと見積られてゐる。沖縄では究極的には一五〇〇〇キロワット程度のものか必要であると推定される。これらの発電所の燃料として現在採用されてゐる、或は将来使用されるすべての油樽は何千マイルの海を越えて油槽船によつて運んでこなくてはならない。油はこの目的のためにつくられ輸送管を通じて汲み上げられ、其の多額の費用をかけて建設したタンクに貯蔵されるはならぬ。

密利用原子力発電所の開発は目下米国内で行われてゐるのと同知のとおりであり、例えは遠隔基地用の熱及び電気をつくりにするために「移動組立式動力爐」を設置しようとする。軍の原子爐計画が進められてゐる。輸送費がヤルシマ湾油田地における燃料石油の負担よりも事実高くつく沖縄のような地域においては、原子力発電所は在来の発電所と充分競争し得るであろうことは分科委員会にとつて明らかであると考えらる。平和目的のため原子力利用外は経済的理由、学術の向上はたまた本質的に沖縄のよりな戦路地域において原

子刀用発が行われ、場合人心に与える感情的衝撃のためにも国防省がこの問題に因し検討し且つ適切な勧告を行うよう分科委員会は勧告する

分科委員会の勧告

土地の評価に当り、行政部門の主管範囲を侵すことは分科委員会の意図とするところではないが、前述の如く琉球における農地に與する限り、比較売買法を用いることは全く實際的でないと考えらる。それではそれと代る方法は何であるか、農業生産に最適である土地の補償を決定するに當つては、米園は沖繩に於いて現在農耕されてゐる同種の土地に與する一般的農業生産力及び収入資料に最大の考慮を払わねばならぬといふこと外分科委員会の見解である。沖繩の土地所有者がその土地に対して公正な補償を受け、又米園が沖繩における全体的義務を履行しようとするならば、確かに、土地から得られる将来の収益を考慮した現在価値は沖繩特許の考慮を要する要素であらう。

分科委員会は又、將來無期限に必要と認められ、この土地に於いて取得せしむる権利は、フリータイトル (Free Title) とするが、もしこれは現行法規、なりしは現行法規の改正

により取得せしむる最大の権利たるべきことを勧告する。フリータイトル (Free Title) もしくはそれに近い権利を取得せしむる場合においてはこの報告の他の部分で述べた評価手続に従つて土地の適正なる価格が一括に支払われべきである。これは地主がこゝつすることによつて、他の地域へ多分他の琉球諸島へ移動するか、他の生計手段に慣れつつ生計を維持し、もしくは数年間実施せしむる移民計画を遂行して海外へ移住するに足りる完全且つ充分な金額を受け得る唯一の方法を示すものであると分科委員会は考へる。

他の方法即ち毎年地代を支払ふことは、とりわけ土地再評価の度毎に支払われる地代に於いて、同意を得ること外未なりたために絶えず不安と意見の相違を見るであらうといふこと外指摘されてきた。沖繩の地主に対する地代の一括払の悪影響に於いて沖繩の証人加しはしは表明した関心事に於いては、この報告書の後半に於いて述べられてゐる。

評価方法に於いて、これまでに述べた事項はすべて農地についてのみである。沖繩には米園の活動によつて、もたらされた新しい全済情勢に合致した性格をもつ商業用地及びその他の土地に於いて活潑な市場が存在してゐる。これらの土地に關する評価の設定は比較売買法が最も適當である。

その他の報告

分科委員会は、希望的事項としてではなく、その各々について関係軍部門を綿密に検討し、この特別勧告の諸要素が熟した時軍事委員会に報告すべき事項として次の追加勧告を行う。

人、耕作地と非耕作地とを問わず、沖縄全島のために返還し得る凡ての土地は速かに返還せらるべきである。現在行われている基本計画に従って、明確且つ明確に利用計画を定めている土地で現在使用されていない土地があることを認める。然しながら、分科委員会はこれらの土地の外に、将来必要となるかも知れないという事なる見込みだけで押えられていると思われる土地があると考へる。このような土地があれば、これを出発する限り速に返還せらるべきである。

二、現在軍の管轄下にある耕作地約一七〇〇〇エーカーの内六〇〇〇エーカーは許可制により沖縄人と農耕と許されているが、これらの六〇〇〇エーカーのうち三〇〇〇エーカーは主として予備飛行場、無線用地、燃料タンク用地及び軍需品貯蔵所などであるので、右土地は殆ど無期限に耕作せしめ得るものと十分認められる。沖縄人が現在耕作して

るこれらの土地は最大限に農耕の利用に供せらるべきであり又其の外の土地も利用可能な限り利用せらるべきである。

三、次の報告は琉球人自身及び特に琉球政府に対して、為さねばならぬのである。沖縄諸島において以前農耕地であつて現在休耕地となつて居る土地は少くとも二〇〇〇エーカーへ或る推定では二七〇〇〇エーカーに及んでいる。この見積りされている。ここに申すべく土地はいつれも基本計画の対象となつていないものである。これらの大部分の土地は、他の注記手帳を以つて個人、別に肥沃な土地を以つて居る者、或は軍又は民間産業に産廃された者によつて所有されている模様である。沖縄人はこれらの土地が何故耕作されていぬのかについて理由を述べているがそれらの理由はどれも一つとして並列地となつて居る事情について十分な正当性がないように思われる。分科委員会の調査によれば琉球政府は米当局より何らかの要請があつた後、これらの土地並に其の地帯に耕作可能な数千エーカーの土地を政府機関が取得する法案を起草した。この法案はまた水源、整地等によつて、取得したる土地を改良することを規定してゐたものであつたであろう。耕作可能な一切の土地が利用し得られるよう且急且つ積

極的措置がとられるよう勧告する

4. この計画は未だ十分進展しているように見えぬが、分科委員会としては空軍は沖繩南西一八〇哩に所在する宮古島に飛行場建設計画を真剣に検討しているとの考え
5. 分科委員会は低空を全島上空を飛行し、これにより全島は列る処集約的に耕作されていくことが十分わかつた。又分科委員会はこの島は住民に比し土地が不足しているため、住民は石垣島及び西表島に移住が行われていることと知つてゐる。沖繩に起つてより更に深刻な問題が沖繩のそれより小規模であるか、宮古島に発生する可能性があるから、この計画は最大の綿密さをもつて再検討されるべきである

5. 分科委員会は薪給のゆえに佃人のしのでない森林地帯が沖繩全土に亘り村落全帯に如何に重要であることを知つて驚いた。村民は演習場、その他の軍事行動のため、一度に数日間もこれらの森林を使うことを妨げられてゐる模様である。このことは前述のとおり、真に辛いことであり、このような目にあつてゐる村落の基本経済に直接影響する問題である。分科委員会は、軍部が沖繩住民の伝統的慣習に従つて住民に森林を最大限に利用することを保障するためあらゆる措置を講ずるより希望すると共に、伐

力的精神に基づいてこの問題を解決すべきことを勧告する

6. 土地を失つた沖繩の地主に対し、農地となる可能性ある土地を回収し、整地し或はその他の方法で整備計画を始めることにより多大の援助を与えなければならぬ。分科委員会としては米軍は援助計画を立案し、これを実行に移し右計画が成功するよう前記の援助を与え、又軍の技術知識を利用すべきであると思ふ。この点に關し、更に又分科委員会が行つた他の若干の勧告に因連して、国務長官の「米軍は全力を尽して琉球住民の福祉と學生の改善に努めるであらう」という約束を、に引用することか適切である

附帶的諸問題の決定

分科委員会は二つの問題を未解決のままにして沖繩から帰回した。その一つは米軍海兵師団（野斗隊一団連隊を除く）を沖繩に駐留させることが賢明であるか否かの問題である。もう一つは米軍による普天向飛行場の使用と、それに附随して起る問題即ち海軍による那覇飛行場の拡張計画に因するものである

分科委員会は帰国後、これら二つの問題について公聴会を開き徹底的に検討したところ、海兵一師団の三分の二を沖鎮に移駐せよとする案の決定が正しいものであり、又軍事上の必要性から正当であるとの結論に達した。公聴会の委細及び分科委員会の結論の根拠は、高度の軍事の秘密に亘る点があるため報告書の討論の議題とすることはできない。

普天間飛行場は、約一八〇の工ノカーであり、現在空軍により補助的なものとしてのみ使用されているが、将来は特定の利用計画を有している。

興那原は現在使用されていない海軍飛行場である。右飛行場は面積約六三〇工ノカーで、これを利用せれるとすれば海軍による更に多くの土地の取得が必要となるであろう。

これら二つの飛行場の使用計画は前述のとおり分科委員会によって最も詳細に亘って行われ、公聴会の議題であった。分科委員会この二つの飛行場の使用暫定計画案に対し異議を述べたものではないが、両施設についての両省関係の錯綜する利害について引続き検討を行うよう勧告する。この点につき、分科委員会のこの立場は、両飛行場の拡大と使用は現在のところ計画の段階を出ては行かないといふことである。右の両飛行場問題については、今日のところ判然と予測し難い種々の考慮が最後の決定を行う際をさしおることにな

ろう。

要 約

以上を要約すれば分科委員会の勧告は次のとおり。

- 一、将来無期限にわたって必要と考えられるこれらの諸資産に対して取得すべき権利はフリータイトル (free title) ないしは現行法律又はそれに小に追加される修正に基づく最大限の権利でなければならぬ。フリータイトル (free title) に極めて近い権利が取得される場合、本報告で定められた評価手続きに従って公正な資産価格を支払われなければならない。
- 二、農地の価格評価にあたっては、主として農業生産性に考慮を払うべきである。
- 三、商業用財産の評価にあたっては、比較売買法を用うべきである。
- 四、耕作地と非耕作地とを区別すべし、沖鎮の経済のため返還しうるすべての上地はすみやかに返還するべきである。
- 五、現在軍が接収している土地で琉球人が農耕を行っているものは引続きその用途に使

用し、その他の耕作可能な土地も農耕に供すべきである

六、琉球政府は、軍の統制下におかれていない遊休地を農耕に転換し得るよう積極的な計画を立案すべきである

七、米軍による土地の追加の土地収用は絶対最少限度に止めらるべきである

八、空軍省は宮古島の飛行場建設を再検討すべきである

九、軍当局は沖縄の島民が沖縄の森林利用を最大限に許可すべきであり、しかも、それは同情的且つ根拠的立場に基づいて行うべきである

十、米軍は耕地を復旧し、その他の準備を行う琉球人に対し、一切の援助と支持を与えるための計画を立案し、これを実施すべきである

十一、海空軍は与那原と普天間の改良問題については慎重な態度をとり、あらゆる社会的経済的要因を最も詳細且つ正確に検討し、とうえでの最後の決定を行うべきである

なお、国防省が核エネルギー利用による電力開発の可能性に関する分科委員会の示唆に対し極めて慎重な考慮を払うことを勧告する。